

資料2

令和4年（2022年）7月15日
障がい者自立支援協議会

地域生活支援拠点等の整備 （進捗報告）

令和4年7月

熊本市 障がい保健福祉課

1 地域生活支援拠点等の整備とは

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」等を見据えて、国が示している[居住支援の5つの機能](#)（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）について、各市町村等が地域の実情に応じた創意工夫により整備を進める必要がある。

<第6期熊本市障がい福祉計画での位置づけ>

令和5年度末までの間、各行政区に1ヶ所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、障がい者自立支援協議会の中で年1回運用状況を検証、検討。

<居住支援に必要な5つの機能>

(1) 相談

(2) 地域の体制づくり

(3) 緊急時の受け入れ・対応

(4) 体験の機会・場の確保

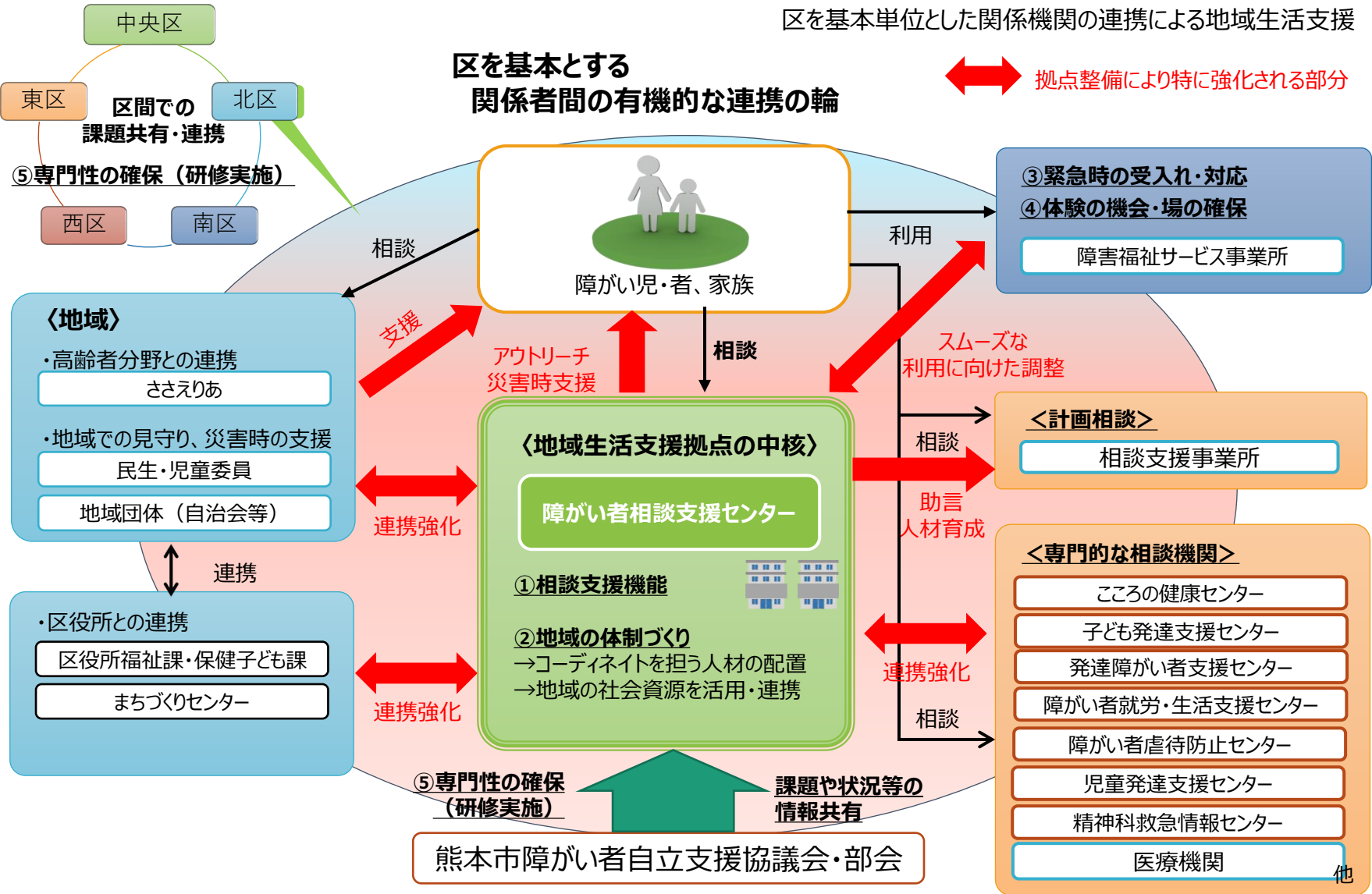
(5) 専門的人材の確保・養成

<熊本市の整備イメージ【面的整備】>

区を基本単位とした関係機関の連携による地域生活支援

⇔ 拠点整備により特に強化される部分

区を基本とする 関係者間の有機的な連携の輪



2 居住支援の5つの機能

熊本市が目指す地域生活支援拠点等の整備の居住支援に必要な5つの機能について進捗状況の説明を行うもの。

(1) 相談 ⇒障がい者相談支援センターで実施

(2) 地域の体制づくり ⇒障がい者相談支援センターで実施

(3) 緊急時の受け入れ・対応 ⇒検討中

(4) 体験の機会・場の確保 ⇒検討中

(5) 専門的人材の確保・養成 ⇒様々な研修等を実施

(1) 相談

<本市の取り組み>

①障がい者相談支援センターの設置（H27年度～）

②同センターに相談支援機能強化員を配置し、専門性を確保（H27年度～）

- ・ 市内9カ所に設置している「熊本市障がい者相談支援センター」を基幹相談支援センターに位置づけて、地域の相談体制を充実させるために、センター内に相談支援機能強化員を1名ずつ配置。
- ・ 地域における困難ケースへの対応や、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行っている。



【令和4年度以降組み】

障がい者相談支援センターを中心として、引き続き地域における困難ケースへの対応や必要な支援等を行っていく。

(2) 地域の体制づくり

<本市の取り組み>

- ①障がい者相談支援センターに地域支援員を1名ずつ配置する。(R3年度～)
- ②同センターで地域支援事業を実施し、関係機関間のネットワークづくりを行う。(R3年度～)
- ③地域における社会資源を整理し、見える化を図る準備を行っている。

(地域支援事業)

- ・地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携
- ・アウトリーチの実施
- ・社会資源の情報収集や共有化、開発等
- ・地域における障がい者等への理解促進
- ・災害時における障がい者等の支援体制の構築



【令和4年度以降の取り組み】

障がい者相談支援センターの地域支援事業を継続し、地域の関係機関の連携を円滑にし、支援体制を構築していく。また、地域における社会資源の見える化を図っていく。

③ 緊急時の受け入れ・対応

<本市の取り組み>

① 緊急時の受入対応ができるサービス施設の確保

(R3年度)

施設のリストアップを行い、施設の選定に向けた準備を行った。

(R4年度以降)

地域別や障がい種別に対応できる施設との協定締結を目指し、関係機関と情報共有しながら、協定締結した施設の運用を開始する。

② 緊急時の受入の際の手順の作成

(R3年度)

緊急時の受入の際のフローチャートの検討を行った。

(R4年度以降)

フローチャートを作成し、関係機関間の情報共有を行っていく。

③ サービス施設以外での受け入れ先の確保の検討

(R3年度)

サービス施設以外での受け入れ先の情報収集を行った。

(R4年度以降)

サービス施設以外の受け入れ先の情報収集及び連携体制を検討し、運用を目指していく。



④ 体験の機会・場の確保

<本市の取り組み>

① GHの空き情報の見える化を図って、関係機関で情報把握できる環境を整える。

(R3年度)

GHの情報収集及び情報発信サイトの住まいプラグ(KP5000)の活用の検討を行った。

(R4年度以降)

GHの研修会や交流会等を通じて、住まいプラグへの登録を活用を図り、関係機関が空き情報が把握できる環境を作ることを目指す。

② 体験の機会・場を提供できるGHを確保。

(R3年度)

南区のGHに対して説明会を行った。

(R4年度以降)

市内のGHへの説明会や交流会を実施し、GH間のネットワークづくりを行うとともに、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、体験の機会・場を提供できるGHの確保を目指す。



⑤ 専門的人材の確保・養成

<本市の取り組み(継続事項)>

① 市内の相談支援専門員のスキルアップ

- ・ 障がい者相談支援センターの役割として、市内の相談支援専門員に対する研修やネットワーク会議等を通じて、専門的な知識を向上させ、スキルアップにつなげていく。
- ・ 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う主任専門相談員の配置を増やしていく。

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・ 医療的ケア児の支援に必要な知識を有する人材の育成(養成研修等)に取り組み、障がい者相談支援センターにコーディネーターの配置を行っていく。

③ その他

- ・ 児童発達支援センター機能強化事業を通じて、障害児通所支援事業所の職員に対する研修等を実施し、スキルアップに繋げていく。
- ・ 障がい者自立支援協議会の各専門部会において、研修やグループワークなどを実施し、障がいのある方を支援する者のスキルアップを図っていく。



3 今後のスケジュール

	年度		
	R2	R3(実績)	R4以降
①相談	障がい者自立支援協議会で方向性の決定	障がい者相談支援センター ・地域における困難ケースへの対応 ・地域支援事業の実施 ⇒関係機関のネットワークづくり ⇒地域資源の整理	継続
②地域の体制づくり			
③緊急時の受入対応		・協力施設のリストアップ ・受入時のフローチャート検討 ・施設以外の情報収集	・施設との協定締結 ・受入時のフローチャート作成及び情報共有 ・施設以外との連携体制の検討
④体験の機会、場の確保		・住まいプラグの情報整理 ・GHとの情報交換、協力依頼	・住まいプラグの活用、情報更新 ・協力施設のリストアップ、運用開始
⑤専門性の確保		・各種研修の実施、人材の養成 ・医療的ケア児養成研修の実施	継続 ※医療的ケア児等コーディネーターの配置